

# 事務事業評価資料

施策名		安全・安心な社会づくり(医療体制の整備)			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課				
事業名		救命救急センター運営費補助			担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351				
事業目的		県民が急傷病時に安心して診療を受けられるよう救急医療体制を確保する								
事業内容		補助対象：救命救急センター 補助対象経費：救命救急センター運営に要する経費 補助率：国1/3、県1/3、事業者1/3				事業開始年度	昭和52年度			
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額				
	事業費	(38,046 千円) 76,092 千円		(38,046 千円) 76,092 千円		(40,523 千円) 81,046 千円				
	人件費	891 千円	従事人員 0.1人	847 千円	従事人員 0.1人	836 千円	従事人員 0.1人			
	総コスト(+)	76,983 千円	従事人員 0.1人	76,939 千円	従事人員 0.1人	81,882 千円	従事人員 0.1人			
事業の目標		3次救急体制の維持・充実		[目標設定理由] 県民に等しく重症・重篤時に医療の提供が出来るよう県下6ブロックに分けた3次救急医療圏域に救命救急センターの設置を行う。						
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H19	H20	H21
		救命救急センター数	6箇所 (H20までは5箇所)	21年度	5箇所 -	5箇所 -	6箇所 -	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・各医療圏域毎に救命救急センターを設置し、県民が等しく急傷病時に安心して診療を受けられるよう救急医療体制を確保する必要がある。								
	有効性	・高齢化社会を迎え、心臓・大血管疾患、脳卒中、各種臓器不全等、重篤患者が増加している中、本事業による補助の実施により、三次救急医療体制の確保が図られており、県民の生命を守るために有効に機能している。								
	効率性	・県においては、3次救急医療体制について、地域状況を踏まえ医療圏域を定め、広域的見地から各医療圏域毎の状況に合わせた効率的な救命救急センターの設置を進めている。								
	民間・市町との役割分担	・救命救急センターの整備・運営は、公立施設は交付税措置がなされている運営主体の市町が行い、民間の救命救急センターについては、県が整備・運営費を補助することで、公民の役割分担を行っている。								
	受益と負担の適正化	・公立の救命救急センターについては、各運営主体の県・市等が分担し、民間病院の運営する救命救急センターについては、国1/3、県1/3、事業者1/3で負担することにより、受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
		廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	適切な医療機関に搬送し県民の生命を等しく守るため、各医療圏域ごとの状況に合った3次救急体制(救命救急センター)の整備を、県・市町・民間において相互に協力し、救急医療体制の充実に図っていく。								